

三条市のごみ処理手数料について

三条市の一般廃棄物に係るごみ処理手数料は、「三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第38条で次のとおり定められています。

■一般廃棄物

処理区分			取扱区分	処理手数料の額	
家庭廃棄物	市が収集、運搬及び処分をする場合（指定袋を使う場合）	ごみステーション	可燃ごみ 不燃ごみ	指定袋大（45ℓ） 1枚につき	45円
				指定袋中（30ℓ） 1枚につき	30円
				指定袋小（15ℓ） 1枚につき	15円
				指定袋極小（10ℓ） 1枚につき	10円
	市が収集、運搬及び処分をする場合（粗大ごみ処理券を使う場合）	戸別収集	粗大ごみ	1個当たり1,000円を限度として、品目ごとに規則で定める額	
事業系一般廃棄物	市民（市民から運搬の委託を受けた者を含む。）が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合（指定袋又は粗大ごみ処理券により排出する場合は、その処理手数料の額）		可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	10kgまでごとに	60円
	事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合		可燃ごみ 不燃ごみ	10kgまでごとに	60円